

(第一類 第九号)

衆議院 第二百一回国会 經濟産業委員会 會議 第十二号

(三六)

令和二年五月二十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君

理事 小林 鷹之君

理事 武藤 容治君

理事 山岡 達丸君

理事 哇元 将吾君

安藤 高夫君

石崎 徹君

神田 裕君

國場幸之助君

辻 清人君

富樫 博之君

福田 達夫君

星野 剛士君

三原 朝彦君

山際大志郎君

和田 義明君

落合 貴之君

菅 直人君

本多 平直君

山崎 誠君

笠井 亮君

神山 佐市君

鈴木 淳司君

田嶋 要君

鰐淵 洋子君

穴見 陽一君

石川 昭政君

岡下 昌平君

古賀 篤君

武部 新君

出畑 実君

野中 厚君

穂坂 泰君

細田 健一君

宮路 拓馬君

吉川 越君

浅野 哲君

柿沢 未途君

齊木 武志君

宮川 伸君

中野 洋昌君

足立 康史君

経済産業大臣

経済産業副大臣

経済産業大臣政務官

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

○富田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、強靱かつ持続可能な電気供給体制の

確立を図るための電気事業法等の一部を改正する

法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として個人

情報保護委員会事務局次長福浦裕介君、金融庁総

合政策局審議官伊藤豊君、総務省自治行政局長高

原剛君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議

官藤木俊光君、経済産業省電力・ガス取引監視等

委員会事務局次長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁長

官高橋泰三君、資源エネルギー庁省エネルギー・

新エネルギー部長松山泰浩君、資源エネルギー庁

資源・燃料部長南亮君及び資源エネルギー庁電力・

ガス事業部長村瀬佳史君の出席を求め、説明

を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次

これを許します。田嶋要君。

○田嶋委員 おはようございます。きょうもよろ

しくお願いします。

きょうは、電事法を始め改正案の長い質問時間

をいただきましたけれども、しかし、考えてみま

すと、この国会、関電、経産、検察庁と、最初か

ら最後まで不祥事続きの国会だというふうに思い

ます。本日にこれ、情けない話ですね。多くの意

味で国益を損なっていることばかりであります。

処分も、また今回も訓告という、どこかで聞いた

ような話がまた出てきております。身内に甘く、

そしてまた緩み切っている。これはもう与野党を

超えてやはり猛省をしていかなければならないん

じゃないかなということを思っております。

きょうも、国会は少し一寸先は闇というような

感じでございます。という状況になるかわか

りませんけれども、できる限り質問を続けさせて

いただきますというふうに思います。

大臣、きょうも布マスクされていませんけれど

も、ちよつと確認させていただくんですが、これか

らもちよつと確認させていただくんですが、やは

り、マスク、もうやめませんか。まだ一割ぐら

いですよ。届いている方、いますか、自宅に。決断

は大臣だったらできると思うんですが、もうやめ

た方がいいですよ。ほかに使うお金、いっぱいあ

るんですから、使い道。まだ三百億円ですか、全

体で四百六十六億円。やはりやめる。どうです

か、大臣。

○梶山国務大臣 田嶋委員の御意見として受けと

めておきます。

○田嶋委員 まあ、私というよりは、もう多くの

人はそう思っているんじゃないですかね。新聞

にもいろいろ投書もなされております。これから

届くのは非常にずれた感じを多くの人が持つので

はないでしょうか。

そういう意味で、コロナに関しても大変な状況

でございます。新聞などでは、例えば、コロナ

の経済対策、環境重視、こんなような記述もござ

います。ほかの国のいろいろな事例が載っており

ますが、例えばフランスなどは、いろいろ傷んだ

企業に対して支援をしていく、これはこれから私

たちも二次補正以下考えていかなきゃいけないわ

けですが、二〇二四年までのCO₂排出量の五割

削減を前提にエールフランスに応援していくと

か、起き上がるときに今までの経済とは違う形を

模索しているなという、そういう印象でござい

ます。

私、きょうは質問の中で後半そういった提言も

第一類第九号 経済産業委員会記録第十二号

令和二年五月二十二日

第一類第九号

経済産業委員会記録第十二号

意見をいただきながら、変えていくことも視野に入れております。

○斉木委員 今、非常に重要な御答弁をいただきました。

私は人事が肝だと思っております。安倍政権がなぜこれだけの長期政権を築けたのか。これは、内閣人事局が霞が関の幹部職員の人事を一手に握ったからだ。そうすると、そこにお座りの経産省の幹部職員も、官邸の人事局に全ての自分の命運を握られたら、当然逆らわないですね。私は、そういう意味で組織掌握を官邸は非常にうまくやっただと思えます。経産省の組織掌握をすべきは大いすね。ですので、やはり人事というものは組織人にとっては自分の将来を左右する、死命を決するぐらいの重要なものなんです。

だから、やはり原子力安全・保安院をなぜ外出したか。これはノーリターンルールが肝だったんです。まず、別館から独立させるまで環境庁の外局に置きました。わざわざ原子力規制庁の全職員に、原子力推進官庁、これは経産省です、経産省との間のノーリターンルールを適用すると規制庁には定めているわけです。

規制委員会と規制庁はまさに電取委員会と電取事務局と同じ役割分担しております。ですので、規制庁職員にノーリターンルールが適用されている以上、電取監視委員会事務局職員全員に対してもノーリターンルールは絶対適用するべきなんです。そうじゃなきゃ、身内に泣いて馬鹿を切ることができる職員なんというのはどれだけのんですか。

大臣は、経産省のかじ取り役として、この監視委員会をワークさせよう、この六十年間の反省に立つてワークさせようという思いは一緒ですね。ワークさせるんだつたらまさにこの人事ですよ。人事を外出する、これはできないんですか、本当に。最後に問われるのは、大臣が国民を向いているのか、経産省や関電を向いているのか、これが問われる。出るんですよ、そこに。国民を向いていたら、そうだね、規制と監視と推進は分離し

ようというのが、もうやっただですよ、この国は。やりましょうよ、これ。国民を向いているんだつたら。

それでも、経産省大臣として、経産省の職員の忠誠心や、関電職員からの分散献金とか分散パーティー券購入、これを受けたんだつたら、これはそのままやればいいですよ。電事法、関法をそのまま押し通すと。

大臣はどっちの判断つくんですか。

○梶山国務大臣 二者択一ということではないと思っております。

そして、先ほどから申し上げていますように、検討をしっかりとっていくということ、二〇一五年にできた電取委がこれまで果たしてきた役割、そして問題点、今後の役割ということも含めて、総括、検討、評価をして、人員構成等に反映をさせてまいりたいと思っております。

○斉木委員 きょう十四時半以降は、皆様、出席の方で採決、参加されますので、これ、私が読み上げたものは、共産党さんも維新の会さんも賛成する、全てのこれは国民の声でございますので、ぜひ皆さんが国民の代表だということであれば、御地元に行つてしっかりと御説明したいのであれば、不祥事対策、やはり賛成していただくことをお願い申し上げます。

また、究極は、原子力安全・保安院も三条委員会で原子力規制庁をつくりました、やはりこういった独立性。きょうも思いました、やはり人事を独立させるためには八条のままでときついな、公正取引委員会のようなやはり三条にした方がいいなというのはいきなり痛感いたしましたので、ぜひこれは継続して、大臣も継続して検討するということでしたので、本委員会でも取り上げさせていただくことをお誓い申し上げます、質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○富田委員長 次に、本多平直君。

○本多委員 立憲民主党の本多平直です。きょうは、共同会派の時間を、田嶋要筆頭理事

ほか理事、委員の皆さんの御配慮をいただいで、ふだんの委員ではございませんけれども、質問をさせていただきます。

大変重要な、大きな法案の審議なんですけれども、一点だけ、コロナ問題でどうしても質問したい、経産大臣にお願いをしたいことがあるので、ぜひお聞きをいただければと思います。

実は、長野県でラブホテルを経営をしている方から、私の選挙区は北海道なので全然面識もありませんが、メールをいただきました。多くの議員の方にも出しているということでございます。何回かメールでやりとりしましたし、この方、御地元の新聞にはもう名前も出ている方なので、実在の方なんですけれども、こういう切実なメールでございました。

法に従い、納税し、一般企業と変わらず運営、経営をしています。しかし、この難局であつても政府の支援を受けることができません。一体どんな根拠があつてこのような差別を受けなければならぬのか、理解に苦しんでいます。暴力団員でも反社会勢力でもありません。いろいろ抜粋させていただきますけれども、憲法十四条、法のもと平等に違反するのではないですか、合理的根拠のない明白な職業差別ではないですか、私たちが稼いだお金を納税し、生活費に生きておられる公務員や議員、我々ですよ、税金、使われているんじゃないんですか。

それから、この方が言っていたんです、十年ぐらい前に、脱法みたいな、旅館でやっていた事実上ラブホテルみたいなことをやっていたことが大問題になつて、その際、業界は、やめる方と、ある意味きちんと警察に届出をしてきちんとラブホテルとして営業しようという算段をされる方に分かれて、警察にきちんと届出を出したわけですね。

ところが、今回、警察にきちんと届出を出した方は持続化給付金の対象にならないんですね。そして、逆に、グレーで、旅館ですよという事実上ラブホテルみたいなやつている方は今回届出を出して持続化給付金を受けられるんですね、二百

万。これは非常に不公平なことがあるということ、切実な、親の代から受け継いで四十二年経営を続けてきたラブホテルを手放さなくてはならない状況。

この経営者の方もそうなんですけれども、私は、ラブホテルには、多分、ベッドの清掃をしたりする高齢者の方が多いのではないかな、そんな雇用の方、ほかにはすぐ仕事が見つからないような方も背景にあるんじゃないか、そんなふう思うんです。

最後に、これ、読むかどうか迷ったんですけど、私も。私のラブホテルには年間約一万人の国民の方に利用していただいています。つまり、こういう多くの国民の方が、いろいろな意見を言う人はいらるかもしれない、しかし、このコロナの危機の際にこういう特定の業種だけ絞って排除をするというのは私はおかしいんじゃないかなというふうに本当に思つて、今、何人か仲間の議員も声を上げ始めています。

ぜひ、ちょっと、まずこのメールの感想と、何とか検討していただけないかと。いろいろなことを言う方はいらると思うんです、私と逆の意見の方もいると思うんですけれども、今回に限りでもいいんです、ぜひ検討していただけないかというのが私の大臣へのお願いなんです。

○梶山国務大臣 業種としてまた要件で、いろいろな方がいろいろなことを、私のところにも来ますし、また議員を経由して聞かれています。

風管法上の性風俗関連特殊営業等については、災害対応も含めて、これまで一貫して公的金融支援や国の補助制度の対象とされてこなかったことを今は踏襲しているということなんです。

持続化給付金の支給対象外としておりますけれども、さまざまな意見を踏まえて、対応が可能などうか今検討を進めているところということで御理解をいただきたいと思います。

○本多委員 非常にいい答弁をいただきました。検討を進めていただいているということなの

で、これ以上大臣に答えさせませんけれども、その検討の中では私と違う意見の方からいろいろな大臣に言ってくる方がいるので、ちょっと反論の材料を幾つかお与えをしたいと思います。

昔からやっているからというので、経産省の大変お忙しい皆さんに調べてもらいました。確たる根拠はないけれども、こういうふうにいるいろいろな支援から風俗関係を抜かしてきたのは五十年ぐらい前だろうと。

ですから、国民の理解が得られないとかなんとかと答弁されてきたんですけれども、五十年前と、国民の見方。それから、昔、五十年前だと、ある種の業界は例えば暴力団関係と近かったりとかというのはあったかもしれない。五十年で状況は変わっているんですよ、いろいろな法規制がされてきて。五十年前に一回除外しちゃったから、そのまま、だからだんだん、世論調査も多分していないと思うので、ラブホテルに持続化給付金を出すことに賛成ですか、反対ですかと聞いていないと思うんですね、だから、五十年前に一度つくっちゃったルールで、今回、この危機でこういう真面目に経営をしてきた方の灯を消すということに追加をしないではいけません。

ちょっと逆説的になるんですけども、いろいろいる抜かしているんですね。ストリップ劇場がだめだとか、アダルトショップもだめなんです。もたえないんです。ところが、大臣、アダルトショップ、アダルトビデオを売っているお店はだめなんです、持続化給付金。ところが、アダルトビデオをつくっている会社はもらえるんですよ、風俗法の対象じゃないので。

だから、線を引くということになるんです。すごく不公平なんです。どっちが社会的な通念を得られないかと思ったら、アダルトショップに、別に私はアダルトビデオ作製の会社には出すなという方じゃないんですよ、そちらも出してほしいんですけれども、だから、こういう線を引くとかおかしなことになるので、とりあえず、今回、大臣、それからもう一つ大臣にお知恵を差し上げ

ておきますけれども、厚生労働省さんは、雇用調整助成金は今回風俗を抜かすというのを取りました。これも我々の仲間の議員の努力で取ったものなんです。だから、厚生労働省さんのやっていることとの整合性でも、今回経産省さんにも踏み切っていただきたいし。

ちょっと、これも論争のときに例えにしていたきたいんですけれども、火事的时候、いや、これはラブホテルだから消すのをやめますわとならないんですよ。税金を払っているんですよ。ちゃんと暴力団排除の事項は別な項目でありますよね。

火事的时候にコロナは似ていると思うんですよ。こういうときに、そこで働いている方がいる業種を、この業種だけ取り分けてこういうふうにするのを、全国にかなり大きな救いがあると思います、しかし、いつも自民党さんがつき合っているような、きちんとした大きな業界団体があるわけじゃないんですけれども、こうやって届いている声なので。

さっき、大臣からは、検討いただくという答弁をいただいたので、もう一回、検討いただくこと最後にいただきたいと思います。

〇梶山国務大臣 五月一日からこの制度が始まって、始まったと同時に、いろいろな要件の緩和であるとか、あとは業種、また申告の仕方、さまざまなど、この中に入れてほしいという声があります。それも含めて今検討しているというところで、五月の初めからずっと検討の組上についているということ御理解をいただきたいと思います。

〇本多委員 いろいろな声があると思うので、その検討の中で、ぜひ大臣も、政治家として、この立場で、この制度の政府の責任の大臣ですから、私がさっき述べた論点も少し使っていたらいい、ぜひ御決断をいただくことを強くお願いをしたいと思います。

二点目。本日の法律の方に参ります。今回、大きな、エネルギー、電力にとつての大

事な法案でございます。再エネ特措法の方です、いわゆるFIT法と我々が言ってきた再生エネルギー固定価格制度です。

大臣、ちょっと、この制度、我々が政権のときに、一人の総理大臣が、これを通してくれたらやめてもいいと。こんな法案、過去にないと思うんですよ。菅元総理がそれぐらいの思いをかけて通した法案だということは御存じですよ。

〇梶山国務大臣 当時、経産委員会でも私に質問に立ちましたし、存じております。

〇本多委員 そこで、今回これを大きく改正をするわけです。しばらくやってみて、いろいろな問題が出てきたと。

この改正自体、賛成の部分もあるんですけども、ずっとこの専門家の経済産業委員の我々の仲間も質問してきたと思うんですけども、やはりなぜか、経産省の中で再生可能エネルギーを一生懸命やっている官僚の方もいらっしゃるの、私も部屋で議論してわかってるんですけども、どうして、原発も所管をされていて、こっちの方も動かさなきゃという中で、どうもやっていると再生可能エネルギーに後ろ向きなように見えることもたくさんあるの、私たちはこうやって質問を一生懸命しているんですね。

今回のこの再エネ特措法、FITをFIPに変える、このことで、多分、運用によっていろいろ差が出てくると思うんですね。だから、ぜひ、再生可能エネルギーの促進にマイナスな影響なんか出るわけじゃない、しっかりと促進をするんだ、運用でマイナスが出てきたらしっかりと運用を見直すんだ、この答弁を、採決を前にして、いただきたいと思います。

〇梶山国務大臣 そのとおりでありまして、ふやしていかねばならないと思っております。それを阻害する要因があればそれは排除していかなくちゃならない、また、それが立ちどまつてもしょうがないものであれば、それを進ませるために何が必要なのかということもしっかりと考えてまいります。

〇本多委員 ぜひ、その方向で、しっかりとよろしくお願いします。

私がなぜ、きょう、委員でもないのに押し付けてきたかという、本体の電気事業法と再エネ特措法ではなくて、ちょっとJOGMEC法という、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、この法律の改正案が、我々は悪口で東電法というんですね、大事な法案の、まあまあ問題のない法案の隅に何か怪しげにくっついている法案があつちこちであるんですが、何なんですか、何度も読んで、いろいろ説明を聞けば聞くほどわからないんですよ。

ちょっと、このJOGMEC、昔、石油公団という大きな組織があつて、その後継の組織だと思っております。石油公団、非常に巨額の損失を出し、事実上破綻をして、制度改正が行われてきたわけです。おかしいことをやらないように、できるだけ業務は抑制しよう、本間に国が乗り出さなきゃいけないような大きなプロジェクト、リスクを抱えて民間だけでは無理なプロジェクトには仕事をさせよう、この方針は変わっていないということですよ。

〇梶山国務大臣 変わっております。前に堀内さんが通産大臣のときに、この石油公団の改革があつたと思っております。そのとき以来、変わっております。

〇本多委員 その方針をしっかりと堅持をしていただきたいと思います。民間の邪魔をしたり、あれもやれこれもやれといって、リスクマネーを抱えて、石油公団みたいなことになったら、結局国民が負担をすることになるので、しっかりと見張ってほしいんですが。

実は大臣、我々が、こういう大事な電気事業法と再エネ特措法で、こんな端に出されたらなかなか議論できないんですけども、この今回の法律もその方針と合っているのかと、何だかよくわからないんですよ。

なぜ突然ロシアのカムチャツカの積みかえ基地